

Q15 保健室等登校している児童生徒が、教育センターで教育相談を定期的に受けています。センターでの様子を聞いたり、学校での対応について助言を受けたいのですがどうすればいいですか。

現 状



当センター教育相談室では、不登校をはじめ児童生徒の様々な相談を受けている。基本的に守秘義務があるので、当センターからの情報提供は積極的にはできないが、学校の指導に役立つ助言については可能である。特に、当センター等での相談が学校の出席日数に算定されることも多いので、来所日時等については相談者の了承の下に、情報を提供する場合がある。

考えられる対応例



- 1 担任等が直接、相談者から教育センターでの様子を聞く。
相談を受けている児童生徒や保護者との面接等を通し、教育センターにおける活動や助言等について確認することで、学校も保護者と連携する機会となるとともに、今後の対応方針を決定していく際の重要な情報を入手するための機会にもなる。
- 2 学校から教育センターに連絡をとってよいか相談者に了承を得て、教育センターとの情報連携を図る。
基本的には相談者の了承を得た後に、学校が対応上の参考となることを教育センターから聞くことになる。具体的には、来所日時や相談活動の流れなど、相談者の個人情報保護に配慮しながら、教育センターが提供できる範囲の内容について情報提供を受けることになる。
その際、担任や校長、教頭などが直接教育センターを訪れ、相談者の教育センターにおける状況や学校での対応方法について助言を受けることも可能である。
- 3 教育センターが相談者の了承を得て、学校に直接連絡することもあり得る。
相談者の生命に関すること、生徒指導上の大きなトラブルが予想されること、緊急に学校が対応すべきと思われることなどがでてきた場合、相談担当者が相談者（保護者）に了承を得て学校に直接情報の提供をすることもあり得る。
基本的には、教育センターとしては極力保護者と学校が連携することが重要と考えているので、保護者自身に学校との連携を図るように助言することが多い。

個人情報保護

個人情報については、国の法制化を受けて鹿児島県でも条例が整備された（平成14年10月）同条例第7条には、従事者の義務として「……その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。」と規定されている。